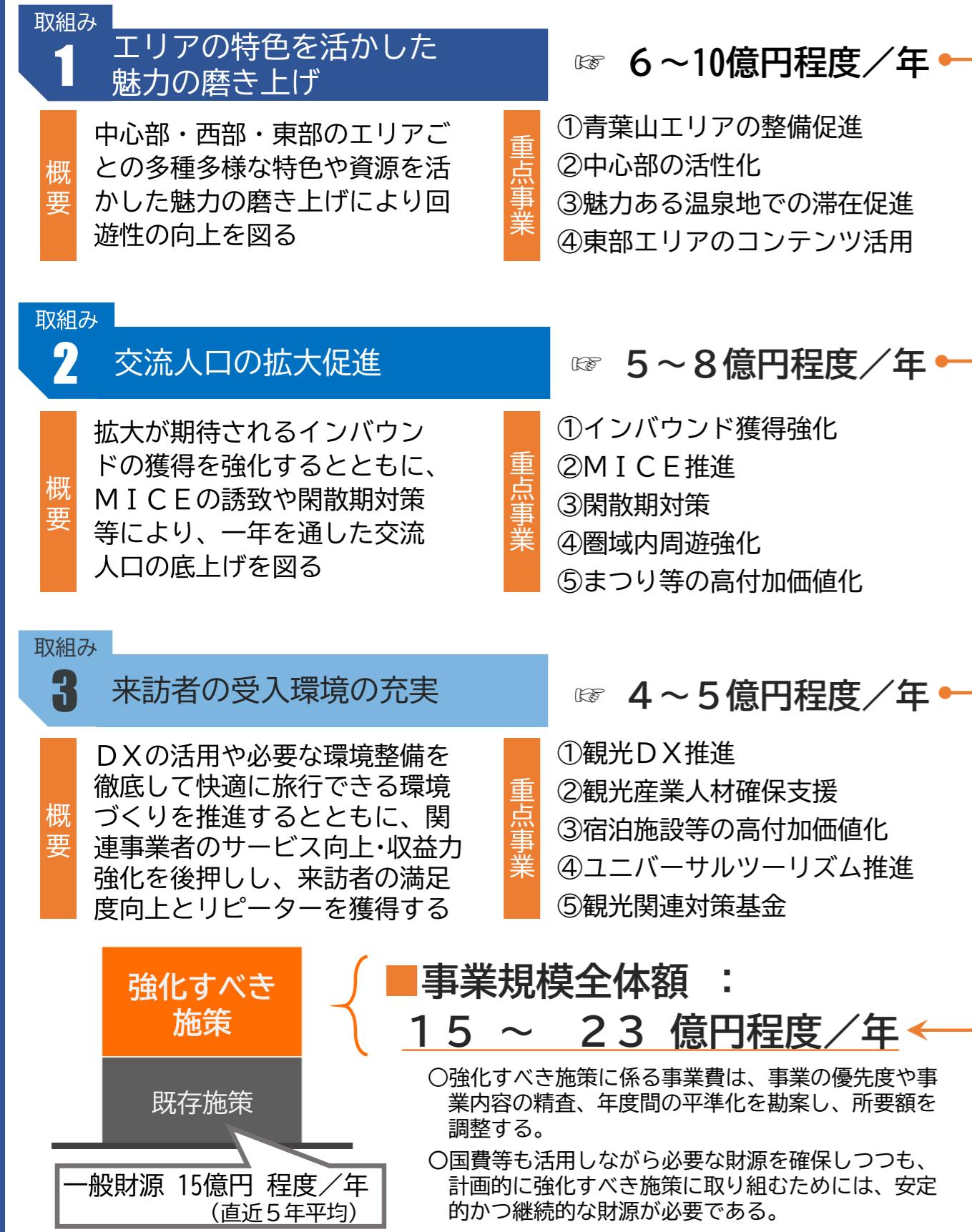


趣旨

- 本市が持続的に発展していくためには、観光を中心とした交流人口の拡大が不可欠であり、激化する都市間競争の中で国内外から多くの誘客を図るために、本市の多彩な資源を活かしながら、ハード・ソフト両面の取組みを強化して、まちの魅力をより一層高めていく必要がある。
- 選ばれる観光地として仙台・東北を新たなステージへ引き上げるため、①宿泊者の満足度向上と②持続可能な観光地域づくり（観光競争力の強化）の視点のもと、強化すべき施策と事業規模を体系化した。
- 本市が計画的に強化すべき施策推進に必要な安定的かつ継続的な財源を確保するため、交流人口拡大という特定目的のみに使用される法定外目的税（宿泊税）の導入の検討を進める。

1. 強化すべき施策と事業規模



2. 宿泊税の制度設計（案）

- 宿泊行為※とする。
※旅館業法（下宿営業は除く）または住宅宿泊事業法に係る宿泊施設における宿泊行為
- 宿泊数とする。
- 宿泊者とする。
- 一律200円※とする。
※市税分
- 宿泊料金が一定額以下の場合に課税しないこととするか検討する。
- 学校の教育活動等を課税免除とするか検討する。
- 宿泊事業者等を特別徴収義務者とした特別徴収とする。
- 申告納入の時期（納期限）や、一会計年度当たりの回数その他の手続きなどについて検討する。
- 特別徴収義務者である宿泊事業者に対して、申告・納入された宿泊税額の一定割合※を交付する。
※交付率については今後検討する。
- 制度開始当初は3年程度、その後は5年ごとに検証する。

※導入後の推進体制について

- 宿泊税導入となった場合、宿泊事業者への意見聴取やヒアリングを実施し、課題や必要な支援を把握するとともに、施行後は、毎年使途や効果等の意見交換を行い、今後の施策に反映などを行う官民連携の推進体制を整備する。
- 税収や使途を見える化するとともに、定期的にアンケート（宿泊者、宿泊事業者）や関係団体等へのヒアリングを実施する。

